

16 災害救助法関係ほか

災害救助法適用基準

- 1 当該市町村（特別区を含む。以下同じ）の区域〔地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市にあっては、当該市の区域又は当該市の区若しくは総合区の区域とする。以下同じ。〕内の人口に応じ、それぞれ別表第1に定める数以上の世帯の住家が滅失したとき。
（注 沼津市適用基準 100世帯）
- 2 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内において、当該都道府県の区域内の人口に応じ、それぞれ別表第2に定める数以上の世帯（注 静岡県適用基準 2,500世帯）の住家が滅失した場合であって、当該市町村の区域内の人口に応じ、それぞれ別表第3に定める数以上の世帯（注 沼津市適用基準 50世帯）の住家が滅失したとき。
- 3 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内において、当該都道府県の区域内の人口に応じ、それぞれ別表第4に定める数以上の世帯（注 静岡県適用基準 12,000世帯）の住家が滅失した場合、又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき。
- 4 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。
- 5 第1号から第3号までに規定する住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した一の世帯とみなす。

（令別表第1）

市 町 村 の 区 域 内 の 人 口	住 家 滅 失 世 帯 数
5,000人未満	30世帯
5,000人以上 15,000人未満	40 〃
15,000 〃 30,000人未満	50 〃
30,000 〃 50,000人未満	60 〃
50,000 〃 100,000人未満	80 〃
100,000 〃 300,000人未満	100 〃
300,000 〃	150 〃

（令別表第2）

都 道 府 県 の 区 域 内 の 人	住 家 滅 失 世 帯 数
1,000,000人未満	1,000世帯
1,000,000人以上 2,000,000人未満	1,500 〃
2,000,000 〃 3,000,000人未満	2,000 〃
3,000,000 〃	2,500 〃

(令別表第3)

市町村の区域内の人口		住家滅失世帯数
5,000人未満		15世帯
5,000人以上	15,000人未満	20 "
15,000 "	30,000 "	25 "
30,000 "	50,000 "	30 "
50,000 "	100,000 "	40 "
100,000 "	300,000 "	50 "
300,000 "		75 "

(令別表第4)

都道府県の区域内の人口		住家滅失世帯数
1,000,000人未満		5,000世帯
1,000,000人以上	2,000,000人未満	7,000 "
2,000,000 "	3,000,000 "	9,000 "
3,000,000 "		12,000 "

住家の被害程度の認定基準

区分	全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	準半壊 に至ら ない (一部損壊)
被害の程度※	50%以上	40%以上 50%未満	30%以上 40%未満	20%以上 30%未満	10%以上 20%未満	10%未満

※損害基準判定（住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害割合）

世帯及び住家の単位

住 家	現実にその建物を直接居住の用に供しているもの。一般に非住家とする土蔵、小屋等であっても現に住家として居住しているときは、住家
世 帯	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生計を一にしている実際の生活単位 ・ 同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば2世帯 ・ マンションのように1棟の建物内に、複数の世帯が独立した生計を営んでいる場合、それぞれの世帯をひとつの世帯とする。 ・ 寄宿舍、下宿、社会福祉施設等で共同生活を営んでいるものについては、その寄宿舍等を1世帯として取り扱う。
非住家	住家以外の建築物(原則、官公署、学校、病院、公民館、神社等は非住家)
棟	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一つの独立した建物 ・ 2つ以上の建物が渡り廊下等で接続している場合は2棟とする。 ・ 母屋に付属する風呂、便所等は母屋に含めて1棟とする。
戸	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住家として居住するのに必要な一群の建物単位 ・ 炊事場、便所、浴場等が別である場合には、合わせて1戸とする。

災害救助内容の早見表

(令和5年6月現在 県健康福祉部災害救助の手引きより)

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置 (法第4条第1項)	災害により、現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり340円以内 高齢者等の要配慮者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上。 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。(ホテル・旅館の利用額は@7,000円(食費込・税込)/泊・人以内とするが、これにより難しい場合は内閣府と事前に調整を行うこと。)
避難所の設置 (法第4条第2項)	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり340円以内 高齢者等の要配慮者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間(災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第2条第2項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間)	1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上。
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり6,775,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として6,775,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要配慮者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内
		○賃貸型応急住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額		

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考								
炊出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,230円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。(1食は1/3日)								
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上								
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)冬季(10月～3月)の季別は災害発生日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること								
					区 分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	
					全壊 全焼 流失	夏	19,200	24,600	36,500	43,600	55,200	8,000
						冬	31,800	41,100	57,200	66,900	84,300	11,600
					半壊 半焼 床上浸水	夏	6,300	8,400	12,600	15,400	19,400	2,700
冬	10,100	13,200	18,800	22,300		28,100	3,700					
医療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班・・・使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所・・・国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上								
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上								
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	輸送費、人件費は、別途計上								

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	災害のため住家が半壊（焼）又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対して、 1 世帯当たり 50,000円以内	災害発生の日から10日以内	
日常生活に必要な最小限度の部分の修理	1 住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分1世帯当たり ①大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 706,000円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 343,000円以内	災害発生の日から3か月以内 （災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6か月以内）	
学用品の給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 4,800円 中学校生徒 5,100円 高等学校等生徒 5,600円	災害発生の日から1か月以内（文房具及び通学用品） 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人（12歳以上） 219,100円以内 小人（12歳未満） 175,200円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	輸送費、人件費は別途計上
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1 体当たり3,500円以内 （一時保存） 既存建物借上費：通常の実費 既存建物以外：1体当たり 5,400円以内 検案、救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市内においては障害物の除去を行った1世帯当たりの平均 138,300円以内	災害発生の日から10日以内	

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
輸送費及び賃金 職員等雇上費 (法第4条第1項)	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費 (法第4条第2項)	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障がい者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等(法第3条に規定する都道府県知事等をいう。)の総括する都道府県等(法第17条第1号に規定する都道府県等をいう。)の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕費) 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度(以下「国庫負担対象年度」という。)における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。
		イ 3千万円以下の部分の金額については100分の10 ロ 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9 ハ 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8 ニ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7 ホ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6 ヘ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5 ト 5億円を超える部分の金額については100分の4		

※ 基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

沼津市災害弔慰金の支給等に関する条例

〔昭和49年6月25日〕
〔条例第25号〕

第1章 総 則

(目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に基づき、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に対する災害障害見舞金の支給及び自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もつて市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 市民 災害により被害を受けた当時、沼津市の区域内に住所を有した者をいう。

第2章 災害弔慰金の支給

(災害弔慰金の支給)

第3条 市は、市民が令第1条に規定する災害（以下この章及び次章において「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は次に掲げる順序とする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。
 - ア 配偶者
 - イ 子
 - ウ 父母
 - エ 孫
 - オ 祖父母
- 2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。
- 3 遺族が遠隔地にある場合、その他の事情により、前2項の規定により難しいときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち市長が適当と認める者に支給することができる。
- 4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者一人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時において、その死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際、現にその場にあわせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定による

ものとする。

(支給の制限)

第7条 弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) その他、特別の事情があるため、市長が支給を不相当と認めた場合

(支給の手続)

第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 市長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告、又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 市長は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該市民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 市長は、令第3条に掲げる災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付け限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合 150万円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円

ウ 住居が半壊した場合 270万円

エ 住居が全壊した場合 350万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円

イ 住居が半壊した場合 170万円

ウ 住居が全壊した場合（エの場合を除く。） 250万円

エ 住居の全体が滅失又は流失した場合 350万円

(3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間は、そのうち3年（令第7条第2項括弧書の場合は5年）とする。

(保証人及び利率)

第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金の利率は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める率とする。

(1) 保証人を立てる場合 無利子

(2) 保証人を立てない場合 据置期間中にあつては無利子、措置期間経過後にあつては延滞の場合を除き年1パーセント

3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者として連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を含むものとする。

(償還等)

第15条 災害援護資金は、年賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から第11条までの規定によるものとする。

第5章 雑 則

(災害弔慰金等支給審査委員会の設置)

第16条 市長は、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に疑義が生じた事項を調査審議するため、沼津市災害弔慰金等支給審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

2 審査委員会は、委員7人以内をもって組織する。

3 審査委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 医師

(2) 弁護士

(3) その他市長が必要と認める者

4 前3項に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

(規則への委任)

第17条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。

(戸田村の編入に伴う経過措置)

2 戸田村の編入の日の前日までに戸田村災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年戸田村条例第22号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

付 則（昭和50年7月17日条例第20号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和50年1月23日から適用する。

付 則（昭和52年3月25日条例第3号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の沼津市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例（以下「改正後の条例」という。）第5条の規定は、昭和51年9月7日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の条例第10条第1項の規定は、当該災害により被害を受けた世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

付 則（昭和53年8月18日条例第20号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は、昭和53年1月14日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は、当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

付 則（昭和56年10月6日条例第21号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の沼津市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例（以下「新条例」という。）第5条の規定は、昭和55年12月14日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対

する災害弔慰金の支給について、新条例の第10条第1項の規定は、当該災害により被害を受けた世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

付 則（昭和57年10月5日条例第25号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第9条、第10条及び第11条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

付 則（昭和62年3月12日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第13条第1項の規定は、昭和61年7月10日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

付 則（平成4年3月18日条例第1号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の沼津市災害弔慰金の支給等に関する条例（以下「新条例」という。）第5条の規定は、平成3年6月3日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、新条例第10条の規定は、当該災害により負傷し、又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について、新条例第13条第1項の規定は、同年5月26日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

付 則（平成17年3月29日条例第20号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。（後略）

付 則（令和元年7月5日条例第34号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の沼津市災害弔慰金の支給等に関する条例第14条及び第15条第3項の規定は、平成31年4月1日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

付 則（令和2年2月28日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行する。

福祉費対象経費の上限目安額

(令和6年度)

資金の目的	貸付上限額の目安	据置期間	償還期限
生業を営むために必要な経費	460 万円	6 月	20 年
技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	技能を習得する期間が 6 月程度 130 万円 1 年程度 220 万円 2 年程度 400 万円 3 年以内 580 万円	同上	8 年
住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	250 万円	同上	7 年
福祉用具等の購入に必要な経費	170 万円	同上	8 年
障がい者用自動車の購入に必要な経費	250 万円	同上	8 年
中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	513.6 万円	同上	10 年
負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	療養期間が 1 年以内は 170 万円 1 年を超え 1 年 6 月以内は 230 万円	同上	5 年
介護サービス、障がい者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	サービス費用の支払いが困難な期間が 1 年以内は 170 万円 1 年を超え 1 年 6 月以内は 230 万円	同上	5 年
災害を受けたことにより臨時に必要な経費	150 万円	同上	7 年
冠婚葬祭に必要な経費	50 万円	同上	3 年
住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	50 万円	同上	3 年
就職、技能習得等の支度に必要な経費	50 万円	同上	3 年
その他日常生活上一時的に必要な経費	50 万円	同上	3 年

生活福祉資金貸付条件等一覧表

(令和6年度)

資金の種類		貸付条件					保証人
		貸付限度額	据置期間	償還期限	貸付利子		
総合支援資金	生活支援費	(二人以上) 月20万円以内 (単身) 月15万円以内 貸付期間:原則3月 (最長12月)	最終貸付日から 6月以内	据置期間経過後 10年以内	保証人あり 無利子 保証人なし 年1.5%	原則必要 ただし、保証 人なしでも貸 付可	
	住宅入居費	40万円以内	貸付けの日(生活 支援費とあわせて 貸し付けている場 合は、生活支援費 の最終貸付日)から 6月以内				
	一時生活再建費	60万円以内					
福祉資金	福祉費	580万円以内 ※資金の用途に応じ て上限目安額を設定	貸付の日(分割によ る交付の場合には 最終貸付日)から6 月以内	据置期間経過後 20年以内	保証人あり 無利子 保証人なし 年1.5%	原則必要 ただし、保証 人なしでも貸 付可	
	緊急小口資金	10万円以内	貸付の日から 2月以内	据置期間経過 後12月以内	無利子	不要	

資金の種類		貸付条件				
		貸付限度額	据置期間	償還期限	貸付利率	保証人
教育支援資金	教育支援費	<p><高校> 月3.5万円以内</p> <p><高专> 月6万円以内</p> <p><短大> 月6万円以内</p> <p><大学> 月6.5万円以内</p> <p>※特に必要と認められる場合は、上記各上限額の1.5倍まで貸付可能</p>	卒業後6月以内	据置期間経過後 20年以内	無利子	不要 ※世帯内で連帯借受人が必要
	就学支度費	<p>・低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費</p>	50万円以内			
不動産担保型生活資金	不動産担保型生活資金	<p>・低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・土地の評価額の70%程度 ・月30万円以内 ・貸付期間 借受人の死亡時までの期間又は貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間 		年3%、又は長期プライムレートのいずれか低い利率	要 ※推定相続人の中から選任
	要保護世帯向け不動産担保型生活資金	<p>・要保護の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・土地及び建物の評価額の70%程度(集合住宅の場合は50%) ・生活扶助額の1.5倍以内 ・貸付期間 借受人の死亡時までの期間又は貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間 	契約終了後3月以内	据置期間終了時	不要

母子父子寡婦福祉資金一覧表

(令和6年度)

資金の種類	貸付対象等	貸付限度額	据置期間	償還期限	利率
事業開始資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦 母子福祉団体 父子福祉団体	1回につき 3,260,000円(個人分) 4,890,000円(団体分)	貸付けの日から 1年間	据置期間 経過後 7年以内	連帯保証人 有…無利子 無…年1.0%
事業継続資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦 母子福祉団体 父子福祉団体	1回につき 1,630,000円(個人分) 1,630,000円(団体分)	貸付けの日から 6カ月	据置期間 経過後 7年以内	連帯保証人 有…無利子 無…年1.0%
修学資金	母子家庭の母が扶養する児童 父子家庭の父が扶養する児童 父母のいない児童 寡婦が扶養している子	高等学校、専修学校(高等課程) 27,000円～52,500円 大学、高等専門学校、短大、専修学校(専門課程) 31,500円～146,000円 専修学校(一般課程) 52,500円 大学院(修士) 132,000円 大学院(博士) 183,000円 ※貸付は月額。学年毎、条件により額が異なる	修学を終了後6カ月を経過するまで	据置期間 経過後20年以内 専修学校(一般課程)5年以内	無利子
技能習得資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	月額68,000円 自動車運転免許取得の場合 460,000円 特別(その他)の場合 816,000円	習得期間満了後 1年を経過するまで	据置期間 経過後 20年以内	連帯保証人 有…無利子 無…年1.0%
修業資金	母子家庭の母が扶養する児童 父子家庭の父が扶養する児童 父母のいない児童 寡婦が扶養している子	月額68,000円 自動車運転免許取得の場合 460,000円	習得期間満了後 1年を経過するまで	据置期間 経過後 20年以内	無利子
就職支度資金	母子家庭の母又は児童 父子家庭の父又は児童 父母のいない児童 寡婦	1回につき 105,000円 通勤のための自動車購入の場合 340,000円	貸付の日から1年間	据置期間 経過後 6年以内	無利子 ただし配偶者のない女子の場合 連帯保証人 有…無利子 無…年1.0%

資金の種類	貸付対象等	貸付限度額	据置期間	償還期限	利率
医療介護資金	母子家庭の母又は児童 父子家庭の父又は児童 寡婦	医療の場合 340,000 円 (特別の場合 480,000 円) 介護の場合 500,000 円	医療や介護 を受ける期 間が満了し てから6カ 月を経過す るまで	据置期間 経過後 5年以内	連帯保証人 有…無利子 無…年1.0%
生活資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	月額 108,000 円 (生活安定貸付期間中の限度 額は2,592,000 円) 但し、母子父子寡婦が生計中 心者でない場合は 月額 72,000 円 特別の場合(知識技能習得) 月額 141,000 円 また、生活安定期間中の養育 費の取得のための裁判費用に ついては、1,260,000 円(一般 分の12月相当)を限度として 貸付けることができる。 [家計急変者を対象に追加 (R5.4.1~)] 児童扶養手当受給しておら ず、申請月の前月の所得に12 を乗じた額が児童扶養手当の 所得制限額未満である場合 児童扶養手当に準拠した額 (全部支給)の範 囲内の金額	①技能知識 を習得する 期間が満了 後6カ月を 経過するま で又は医療 や介護を受 ける期間満 了後6カ月 を経過する まで ②生活安定 期間が満了 後6カ月を 経過するま で ③貸付期間 が満了後6 カ月を経過 するまで ④貸付期間 が満了後6 カ月を経過 するまで	①(技能習 得)据置期 間経過後 20年以 内 (医療介 護)据置期 間経過後 5年以 内 ②据置期間 経過後 8年以内 ③据置期間 経過後 5年以内 ④据置期間 経過後 10年以内	連帯保証人 有…無利子 無…年1.0%
住宅資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	①補修、保全、改築、建設、 購入、増築等通常の場合 1回につき 1,500,000 円 ②特別の場合(災害による全 壊、老朽化による増改築) 2,000,000 円	貸付けの 日から 6カ月	据置期間 経過後 7年以内	連帯保証人 有…無利子 無…年1.0%
転宅資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	1回につき 260,000 円	貸付けの 日から 6カ月	据置期間 経過後 3年以内	連帯保証人 有…無利子 無…年1.0%

資金の種類	貸付対象等	貸付限度額	据置期間	償還期限	利率
就学支度資金	母子家庭の母が扶養する児童 父子家庭の父が扶養する児童 父母のいない児童 寡婦が扶養している子	ア. 小学校に入学 64,300 円 イ. 中学校に入学 81,000 円 ウ. 公立の高等学校、高等専門学校又は専修学校の高等課程に入学する場合 （ア）自宅通学 150,000 円 （イ）自宅外通学 160,000 円 エ. 私立の高等学校、高等専門学校又は専修学校の高等課程に入学する場合 （ア）自宅通学 410,000 円 （イ）自宅外通学 420,000 円 オ. 修業施設に入所する場合 （ア）中学卒業者が当該施設に入所する場合 a. 自宅通学 150,000 円 b. 自宅外通学 160,000 円 （イ）高等学校卒業後当該施設に入所する場合 a. 自宅通学 272,000 円 b. 自宅外通学 282,000 円 カ. 国公立の大学、大学院、短期大学、高等専門学校又は専修学校の専門課程に入学する場合 （ア）自宅通学 410,000 円 （イ）自宅外通学 420,000 円 （ただし、大学院は自宅・自宅外とも 420,000 円） キ. 私立の大学、大学院、短期大学、高等専門学校又は専修学校の専門課程に入学する場合 （ア）自宅通学 580,000 円 （イ）自宅外通学 590,000 円 （ただし、大学院は自宅・自宅外とも 590,000 円）	修学を終了後 6 カ月を経過するまで又は修業を終了後 6 カ月を経過するまで	（修学） 据置期間経過後 20 年以内 （修業） 据置期間経過後 5 年以内	無利子
結婚資金	母子家庭の子 父子家庭の子 寡婦が扶養している子	1 回につき 310,000 円	貸付けの日から 6 カ月	据置期間経過後 5 年以内	連帯保証人 有…無利子 無…年 1.0%

文化財一覽表

・国指定

種 別	名 称	指定年月日	所 在
工芸品 (国 宝)	太刀銘一	昭27. 11. 22	佐野美術館
工芸品 (重要文化財)	短刀銘備中國住守次作延文二年 八月日	昭27. 7. 19	大 岡
建造物 (重要文化財)	松城家住宅7棟	平18. 7. 5	戸 田
絵 画 (重要文化財)	紙本著色山王靈驗記	昭25. 8. 29	東京国立博物館
工芸品 (重要文化財)	太刀銘眞長附絲卷太刀拵	昭29. 3. 20	佐野美術館
工芸品 (重要文化財)	沈金獅子牡丹文長覆輪太刀拵	昭29. 3. 20	佐野美術館
工芸品 (重要文化財)	金銅聖觀音像懸仏	昭39. 5. 26	千本常盤町
典 籍 (重要文化財)	宝物集巻第一 附原表紙	平 6. 6. 28	岡 宮
重要有形民俗文化財	沼津内浦・静浦及び周辺地域の 漁撈用具	平22. 3. 11	歴史民俗資料館
史 跡	休場遺跡	昭54. 1. 24	宮本字元野ほか
史 跡	長浜城跡	昭63. 5. 13	内浦長浜ほか
史 跡	興国寺城跡	平 7. 3. 17	根古屋字古城ほか
天然記念物	大瀬崎のビャクシン樹林	昭 7. 7. 25	西浦江梨
名 勝	旧沼津御用邸苑地	平28.10. 3	下香貫

・国登録

種 別	名 称	登録年月日	所 在
建造物 (有形文化財)	光長寺御宝蔵	平12. 2. 15	岡 宮
建造物 (有形文化財)	大中寺恩香殿・通玄橋	平12. 4. 28	中沢田
建造物 (有形文化財)	安田屋旅館松棟・月棟	平12. 4. 28	内浦三津
建造物 (有形文化財)	沼津俱樂部北棟・南棟・長屋門	平27. 3. 26	千本郷林
建造物 (有形文化財)	松蔭寺開山堂・山門	平28. 8. 1	原東町
建造物 (有形文化財)	小栗家住宅主屋	令 2. 4. 3	上香貫字槇島町
記念物 (名勝地関係)	帯笑園	平24. 9. 19	原西町

・ 県 指 定

種 別	名 称	指定年月日	所 在
絵 画	白隠自画像	昭43. 7. 2	原東町
工芸品	槍名物蜻蛉切	昭30. 2. 25	佐野美術館
工芸品	太刀銘景則	昭30. 4. 19	佐野美術館
工芸品	太刀銘備州長船住近景	昭30. 4. 19	佐野美術館
工芸品	太刀銘了戒	昭30. 4. 19	佐野美術館
工芸品	刀銘津田越前守助廣	昭30. 4. 19	佐野美術館
工芸品	梵鐘	昭31. 10. 17	本郷町
工芸品	短刀銘信國俱利迦羅透彫	昭32. 5. 13	佐野美術館
典 籍	科註妙法蓮華經	昭30. 4. 19	原東町
古文書	法門聴聞集 附連々聴聞集 日弁消息 日意筆法門聴聞集表題並びに奥書	平6. 3. 25	岡 宮
考古資料	玉砥石	昭31. 5. 24	平 町
考古資料	蔵骨器	昭31. 10. 17	本郷町
考古資料	子持勾玉 附白玉他滑石製模造品	昭33. 9. 2	歴史民俗資料館
考古資料	植出北Ⅱ遺跡出土ガラス勾玉鎔范 4点	令 2. 12. 8	志 下
歴史資料	繡字法華經附1幅	平 8. 11. 18	岡 宮
有形民俗	大瀬神社奉納漁船模型	昭56. 10. 23	西浦江梨
有形民俗	浮島沼周辺の農耕生産用具	平 2. 3. 20	歴史民俗資料館
無形民俗	戸田の漁師踊・漁師唄	昭54. 11. 19	戸 田
無形民俗	江浦の水祝儀	平11. 3. 15	江 浦
史 跡	白隠禅師墓	昭29. 1. 30	原東町
史 跡	江浦横穴群	昭52. 3. 18	江 浦
史 跡	洋式帆船建造地及びプチャーチン 宿所附関係遺品一括	昭42. 10. 11	戸 田
史 跡	井田松江古墳群	平 7. 3. 20	井 田
史 跡	長塚古墳	平11. 11. 16	東沢田
天然記念物	岡宮浅間神社のクス	昭44. 5. 30	岡 宮

天然記念物	御浜岬のイヌマキ群生地	昭55. 11. 28	戸 田
天然記念物	鮎壺の滝	平 8. 3. 12	大岡ほか
天然記念物	河内の大スギ	平14. 3. 22	西浦河内

・市 指 定

種 別	名 称	指定年月日	所 在
建造物	赤野観音堂	平12. 3. 31	柳 沢
建造物	禅長寺頼政堂	平12. 3. 31	西浦河内
建造物	大川家長屋門	平20. 1. 17	内浦長浜
絵 画	涅槃図	平21. 3. 30	下河原町
彫 刻	木造十一面観世音菩薩立像	昭47. 12. 14	柳 沢
彫 刻	木造阿弥陀如来三尊立像	昭47. 12. 14	下小路町
彫 刻	木造盧舎那仏坐像	昭47. 12. 14	市道町
彫 刻	木造地藏菩薩坐像	昭50. 5. 8	大 岡
彫 刻	木造伝月光菩薩立像	昭50. 5. 8	歴史民俗資料館
彫 刻	木造観世音菩薩立像	昭50. 5. 8	大 平
彫 刻	木造阿弥陀如来立像	昭50. 5. 8	西浦河内
彫 刻	木造金剛力士像阿形・吽形	昭50. 5. 8	岡 宮
彫 刻	木造釈迦如来坐像	昭50. 5. 8	下河原町
彫 刻	木造観世音菩薩立像	昭55. 5. 15	大 平
彫 刻	木造白隠禅師坐像	平29. 3. 28	原東町
工芸品	千手観音像懸仏	平15. 1. 31	西浦河内
工芸品	大日如来像懸仏	平15. 1. 31	西浦河内
工芸品	諸口神社の鰐口	平18. 3. 28	戸 田
書 跡	京極為兼卿書状	昭60. 2. 21	平 町
古文書	今川氏親生母伊勢氏寺領寄進状	昭47. 12. 14	下小路町
古文書	今川氏親生母伊勢氏寄進寺領書立	昭47. 12. 14	下小路町
古文書	今川氏親棟別役免除朱印状	昭47. 12. 14	下小路町
古文書	獅子浜植松家戦国文書	平23. 2. 8	明治史料館
考古資料	休場遺跡出土細石器	昭58. 12. 15	志 下
考古資料	軒通遺跡出土壺形土器	昭58. 12. 15	志 下
考古資料	三角縁神獸鏡	平 20. 1. 17	中沢田

歴史資料	輿地航海図	昭59. 4. 19	明治史料館
歴史資料	大平村絵図	平 2. 3. 29	大 平
歴史資料	三枚橋絵図	平 2. 3. 29	歴史民俗資料館
歴史資料	沼津宿絵図	平 2. 3. 29	歴史民俗資料館
歴史資料	本町絵図	平 2. 3. 29	歴史民俗資料館
歴史資料	上香貫絵図	平 2. 3. 29	歴史民俗資料館
歴史資料	井田の不動明王像	平18. 3. 28	井 田
歴史資料	ディアナ号の錨	平18. 3. 28	戸 田
歴史資料	沼津沿岸の漁撈に関する奉納絵馬	令 4. 9. 8	歴史民俗資料館ほか
史 跡	神明塚古墳	昭45. 2. 19	松 長
史 跡	子ノ神古墳	昭45. 2. 19	西沢田
史 跡	日吉廃寺塔址及び礎石	昭45. 2. 19	大 岡
史 跡	霊山寺変形宝篋印塔	昭45. 2. 19	本郷町
史 跡	霊山寺五輪塔	昭45. 2. 19	本郷町
史 跡	伝阿野全成・時元墓	昭58. 6. 15	井 出
史 跡	日露交渉地跡大行寺	平18. 3. 28	戸 田
天然記念物	久連神社社叢	昭52. 12. 22	西浦久連
天然記念物	赤野観音堂のカヤ	昭52. 12. 22	柳 沢
天然記念物	河内の稲荷スギ	平15. 1. 31	西浦河内
天然記念物	部田神社のコブ付大クス	平18. 3. 28	戸 田

災害時協定一覧表

(令和6年4月1日現在)

種別	協定名	相手先	内容	備考	締結日	担当課
	災害時要援護者					
1	災害時に要介護者の避難施設として社会福祉施設等を使用することに関する協定書	社会福祉法人 信愛会	被災した在宅要介護者の避難所としての施設の使用、物資の調達、介護支援者の確保	特別養護老人ホーム ぬまつホーム	H8.6.3	長寿福祉課
2	災害時に要介護者の避難施設として社会福祉施設等を使用することに関する協定書	社会福祉法人 三保会	被災した在宅要介護者の避難所としての施設の使用、物資の調達、介護支援者の確保	特別養護老人ホーム ひだまりの郷	H12.9.27	長寿福祉課
3	災害時に要介護者の避難施設として社会福祉施設等を使用することに関する協定書	社会福祉法人 駿河厚生会	被災した在宅要介護者の避難所としての施設の使用、物資の調達、介護支援者の確保	特別養護老人ホーム 沼津フジビューホーム	H12.9.27	長寿福祉課
4	災害時に要介護者の避難施設として社会福祉施設等を使用することに関する協定書	社会福祉法人 信愛会	被災した在宅要介護者の避難所としての施設の使用、物資の調達、介護支援者の確保	特別養護老人ホーム 和みの郷	H14.7.15	長寿福祉課
5	災害時に要介護者の避難施設として社会福祉施設等を使用することに関する協定書	社会福祉法人 宏寿会	被災した在宅要介護者の避難所としての施設の使用、物資の調達、介護支援者の確保	養護老人ホーム 遊法苑	H16.7.22	長寿福祉課
6	災害時に要介護者の避難施設として社会福祉施設等を使用することに関する協定書	社会福祉法人 春風会	被災した在宅要介護者の避難所としての施設の使用、物資の調達、介護支援者の確保	特別養護老人ホーム みはるの丘浮島	H16.7.26	長寿福祉課
7	災害時に要介護者の避難施設として社会福祉施設等を使用することに関する協定書	社会福祉法人 炉暖会	被災した在宅要介護者の避難所としての施設の使用、物資の調達、介護支援者の確保	特別養護老人ホーム 炉暖の郷	H16.7.30	長寿福祉課
8	災害時に要介護者等の避難施設として社会福祉施設等を使用することに関する協定書	社会福祉法人 あしたか太陽の丘	被災した在宅要介護障害者の避難所としての施設の使用、物資の調達、介護支援者の確保	あまぎ学園	H17.6.2	障がい福祉課
				ワークスうしぶせ		
				かめき学園		
				ワークスとおがさ		
9	災害時に要介護者等の避難施設として社会福祉施設等を使用することに関する協定書	社会福祉法人 輝望会	被災した在宅要介護障害者の避難所としての施設の使用、物資の調達、介護支援者の確保	沼津のぞみの里	H17.6.2	障がい福祉課
				沼津のぞみの園		
				ビーンズ		
				いずみ		
10	災害時に要介護者等の避難施設として社会福祉施設等を使用することに関する協定書	社会福祉法人 共生会	被災した在宅要介護障害者の避難所としての施設の使用、物資の調達、介護支援者の確保	きさらぎ	H28.9.23	障がい福祉課
11	災害時に要介護者の避難施設として社会福祉施設等を使用することに関する協定書	社会福祉法人 珀寿会	被災した在宅要介護者の避難所としての施設の使用、物資の調達、介護支援者の確保	特別養護老人ホーム 陽光園	H19.8.8	長寿福祉課
12	災害時に要介護者の避難施設として社会福祉施設等を使用することに関する協定書	社会福祉法人 駿河厚生会	被災した在宅要介護者の避難所としての施設の使用、物資の調達、介護支援者の確保	軽費老人ホーム 岡宮グリーンヒル	H20.3.11	長寿福祉課
13	災害時に要介護者の避難施設として社会福祉施設等を使用することに関する協定書	社会福祉法人 博友会	被災した在宅要介護者の避難所としての施設の使用、物資の調達、介護支援者の確保	特別養護老人ホーム 高砂	H23.5.6	長寿福祉課
14	災害時に要介護者の避難施設として社会福祉施設等を使用することに関する協定書	社会福祉法人 春風会	被災した在宅要介護者の避難所としての施設の使用、物資の調達、介護支援者の確保	特別養護老人ホーム (ニュー)あしたかホーム	H23.11.10	長寿福祉課
				地域密着型特別養護老人ホーム プレーグあしたか	R3.9.8	
15	沼津市立救護施設の管理運営に関する基本協定書	社会福祉法人 春風会	災害時における要介護者等の避難施設としての使用	沼津市立高尾園	R4.4.1	社会福祉課
16	沼津市立あしたか学園の管理運営に関する基本協定書	社会福祉法人 輝望会	被災した在宅要介護者の避難所としての施設の使用、物資の調達、介護支援者の確保	沼津市立あしたか学園	R5.4.1	こども未来創造課 こども家庭センター
17	災害時に要介護者の避難施設として社会福祉施設等を使用することに関する協定書	社会福祉法人 信愛会	被災した在宅要介護者の避難所としての施設の使用、物資の調達、介護支援者の確保	特別養護老人ホーム 土肥ホーム	H29.12.26	長寿福祉課
18	災害時に要介護者の避難施設として社会福祉施設等を使用することに関する協定書	社会福祉法人 珀寿会	被災した在宅要介護者の避難所としての施設の使用、物資の調達、介護支援者の確保	特別養護老人ホーム 沼津南陽光園	R1.6.5	長寿福祉課
19	災害時に要介護者の避難施設として社会福祉施設等を使用することに関する協定書	社会福祉法人 大乗会	被災した在宅要介護者の避難所としての施設の使用、物資の調達、介護支援者の確保	特別養護老人ホーム 一本松	R4.6.24	長寿福祉課
20	災害時に要介護者等の避難施設として社会福祉施設等を使用することに関する協定書	社会福祉法人 駿河厚生会	被災した在宅要介護者の避難所としての施設の使用、物資の調達、介護支援者の確保	地域密着型介護老人福祉施設 柏葉尾園	R5.4.1	長寿福祉課
	遺体安置・輸送等					
1	災害時における協力に関する協定書	(株)農協葬祭	遺体の収容及び安置に必要な機材、施設等の提供、帰宅困難者に対する仮宿泊場所の提供		H18.4.1	社会福祉課
2	災害時における協力に関する協定書	(有)光秀堂	遺体の収容及び安置に必要な機材、施設等の提供、帰宅困難者に対する仮宿泊場所の提供		H18.4.1	社会福祉課
3	災害時における協力に関する協定書	社団法人 全日本冠婚葬祭互助協会	遺体の収容及び安置に必要な機材、施設等の提供、帰宅困難者に対する仮宿泊場所の提供		H18.4.1	社会福祉課
4	災害時における協力に関する協定書	(株)天華葬祭	遺体の収容及び安置に必要な機材、施設等の提供、帰宅困難者に対する仮宿泊場所の提供		H28.4.1	社会福祉課
5	災害時における霊柩自動車等による輸送等の協力に関する協定書	霊柩自動車協会	遺体の搬送及び収容に必要な機材の提供		H18.4.1	社会福祉課

	協定名	相手先	内容	備考	締結日	担当課
種別	汚泥処理					
1	地震災害支援に関する協定	沼津市環境整備事業協同組合	災害時、避難地、病院の仮設トイレ、浄化槽汚泥の処理	前線基地・一次避難地55箇所及び医療助産計画に定める12病院	H18.11.13	環境政策課
種別	災害廃棄物処理・収集運搬					
1	災害廃棄物の処理に関する基本協定	大栄環境(株)	①災害廃棄物処理を円滑に実施するための計画等の策定及び策定支援 ②災害廃棄物の撤去、積込作業 ③災害廃棄物等の収集運搬 ④災害廃棄物等の処分		R1.9.10	環境政策課
2	災害時における家庭系一般廃棄物の収集運搬の協力に関する協定書	沼津市一般廃棄物収集運搬委託業務事業者連絡協議会	一般世帯及び避難所から排出される家庭系一般廃棄物(し尿及び汚泥並びに災害により損壊した建築物に係る建築廃材等を除く。)の収集運搬業務の協力	指定避難場所や臨時の集積所など	R5.3.27	環境政策課
3	災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定書	沼津一般廃棄物処理業協会	災害により廃棄物が発生した場合の応援協力 ①災害廃棄物の撤去 ②災害廃棄物の収集・運搬 ③仮置場の管理 ④仮置場での災害廃棄物の分別 ⑤前各号に掲げるもの他、必要な事業		R6.3.25	環境政策課
種別	調査協力					
1	災害時における家屋被害認定調査に関する協定書	静岡県土地家屋調査士会	災害時における家屋被害の認定調査への協力		H21.4.1	資産税課
2	災害時における測量設計等業務委託に関する協定書	(一社)静岡県測量設計業協会	災害時における測量・設計・用地測量及び用地調査	災害救援活動No.13「災害における測量設計等業務委託に関する協定」と同一の協定	H26.3.24	道路建設課
種別	災害救援活動					
1	漁船による緊急輸送活動に関する協定	沼津我入道漁業協同組合・県(三者)	①災害救助に必要な生活必需品等の輸送活動 ②災害応急対策に必要な資機材等の輸送活動		H9.4.23	県・市水産海浜課
2	漁船による緊急輸送活動に関する協定	静岡漁業協同組合・県(三者)	①災害救助に必要な生活必需品等の輸送活動 ②災害応急対策に必要な資機材等の輸送活動		H9.4.23	県・市水産海浜課
3	漁船による緊急輸送活動に関する協定	内浦漁業協同組合・県(三者)	①災害救助に必要な生活必需品等の輸送活動 ②災害応急対策に必要な資機材等の輸送活動		H9.4.23	県・市水産海浜課
4	漁船による緊急輸送活動に関する協定	戸田漁業協同組合・県(三者)	①災害救助に必要な生活必需品等の輸送活動 ②災害応急対策に必要な資機材等の輸送活動		H9.7.10	県・市水産海浜課
5	災害支援に関する協定書	静岡県タクシー協会沼津支部	被災状況の情報提供、緊急輸送活動	H17年度沼津警察署管内タクシー防犯組合18社540台	H10.6.26	危機管理課
6	災害等における応急対策活動の協力に関する協定	沼津市指定給水工事店協同組合	災害応急対策活動		H15.3.6	水道部(水道総務課)
7	建設業者による災害応急対策に関する協定書	沼津市建設事業協同組合	①避難路・輸送路の応急復旧工事 ②被災地の応急復旧工事	H9.9.9締結を一部手直し再締結	H17.7.11	建設デザイン政策課
8	建設業者による災害応急対策に関する協定書	沼津セントラル・コンストラクション協同組合	①避難路・輸送路の応急復旧工事 ②被災地の応急復旧工事	H17.7.11締結を組織変更のため再締結	H19.7.19	建設デザイン政策課
9	建設業者による災害応急対策に関する協定書	株式会社栄久建設	①避難路・輸送路の応急復旧工事 ②被災地の応急復旧工事		R4.5.13	建設デザイン政策課
10	建設業者による災害応急対策に関する協定書	(株)エヌケーシー	①避難路・輸送路の応急復旧工事 ②被災地の応急復旧工事	H19.10.16社と協定締結。うち常峰建設が沼津セントラル・コンストラクション協同組合に加入したことにより脱退。(H21.4.1)	H19.10.1	建設デザイン政策課
11	建設業者による災害応急対策に関する協定書	オリエント工業(有)	①避難路・輸送路の応急復旧工事 ②被災地の応急復旧工事		H19.10.1	建設デザイン政策課
12	建設業者による災害応急対策に関する協定書	(有)松和建設	①避難路・輸送路の応急復旧工事 ②被災地の応急復旧工事		H19.10.1	建設デザイン政策課
13	建設業者による災害応急対策に関する協定書	(有)芹澤建設	①避難路・輸送路の応急復旧工事 ②被災地の応急復旧工事		H19.10.1	建設デザイン政策課
14	建設業者による災害応急対策に関する協定書	(有)丸勝建設	①避難路・輸送路の応急復旧工事 ②被災地の応急復旧工事		H19.10.1	建設デザイン政策課
15	建設業者による災害応急対策に関する協定書	(有)匠組	①避難路・輸送路の応急復旧工事 ②被災地の応急復旧工事		H23.4.1	建設デザイン政策課
16	建設業者による災害応急対策に関する協定書	(有)マルス杉山興業	①避難路・輸送路の応急復旧工事 ②被災地の応急復旧工事		H29.6.14	建設デザイン政策課
17	建設業者による災害応急対策に関する協定書	(株)牧野組	①避難路・輸送路の応急復旧工事 ②被災地の応急復旧工事		H29.10.12	建設デザイン政策課
18	建設業者による災害応急対策に関する協定書	(株)平成建設、(株)大成工務店	①避難路・輸送路の応急復旧工事 ②被災地の応急復旧工事		H31.4.24	建設デザイン政策課
19	建設業者による災害応急対策に関する協定書	(有)鈴秀建設	①避難路・輸送路の応急復旧工事 ②被災地の応急復旧工事		R3.6.22	建設デザイン政策課
20	建設業者による災害応急対策に関する協定書	(株)秀建、(有)栗田土建	①避難路・輸送路の応急復旧工事 ②被災地の応急復旧工事		R3.6.29	建設デザイン政策課
21	建設業者による災害応急対策に関する協定書	三星建設工業(株)	①避難路・輸送路の応急復旧工事 ②被災地の応急復旧工事		R3.7.15	建設デザイン政策課
22	建設業者による災害応急対策に関する協定書	丸一工業(株)	①避難路・輸送路の応急復旧工事 ②被災地の応急復旧工事		R3.9.2	建設デザイン政策課

	協定名	相手先	内容	備考	締結日	担当課
23	建設者による災害応急対策に関する協定書	株式会社イチカワ	①避難路・輸送路の応急復旧工事 ②被災地の応急復旧工事		R4.7.29	建設デザイン政策課
24	建設者による災害応急対策に関する協定書	株式会社須走総合企画 沼津支店	①避難路・輸送路の応急復旧工事 ②被災地の応急復旧工事		R4.10.20	建設デザイン政策課
25	建設者による災害応急対策に関する協定書	市川建設(株)	①避難路・輸送路の応急復旧工事 ②被災地の応急復旧工事		R5.6.9	建設デザイン政策課
26	災害における測量設計等業務委託に関する協定	(一社)静岡県測量設計業協会	災害応急復旧工事又は緊急的な事故応急対策等に必要 な測量設計業務	調査協力No.2「災害時における測 量設計等業務委託に関する協定 書」と同一の協定	H26.3.24	建設デザイン政策課
27	災害における測量設計等業務委託に関する協定	(有)浦野建設、(株)ケイ・ ビー・エム、(株)テクノスジャパ ン	災害応急復旧工事又は緊急的な事故応急対策等に必要 な測量設計業務		H26.4.16	建設デザイン政策課
28	沼津市・日本下水道事業団災害支援協定	日本下水道事業団	災害時における下水道施設の維持又は修繕に関する工事 その他支援業務	有効期間3年間 4月1日付で更新	R4.4.1	下水道整備課
29	災害発生時における沼津市と沼津市内郵便局の 協力に関する協定	沼津郵便局 市内特定郵便局代表局	沼津市と郵便局が、それぞれ収集した災害情報を共有し、被 災者への迅速な情報提供を図る	災害時対応の相互連携の強化を図 るため「災害発生時における覚書」 を廃止し、新たに締結した。	H29.6.29	危機管理課
30	大規模災害時における鍼灸・マッサージ施術等の 支援に関する協定	(公社)静岡県鍼灸マッサージ 師会沼津地区師会 (公社)静岡県鍼灸師会東部支 部	大規模災害が発生した場合、被災者等に対し鍼灸・マッサー ジ施術等による支援を行う。		R1.8.9	危機管理課
31	災害時における学習活動支援に関する協定書	静岡県駿沼学校生活協同組合	市立小中学校が被災した際に、衛生管理用品、学用品、体 育衣料等を調達し、提供する。楽器演奏会等を開催し、子 どもたちの心のケアに取り組む。		R2.1.15	学校教育課
32	災害時における緊急通行妨害車両等の排除業務 に関する協定書	(株)馬力	(株)馬力が保有するレッカー車両等の資機材を活用した緊 急通行妨害車両等の排除業務		R2.10.27	道路管理課
33	災害時における支援協力に関する協定書	総合警備保障(株)	被災地の防犯パトロール、避難場所等の警戒活動警備業 務、その活動中に得られた被災状況等の情報の報告		R3.10.18	危機管理課
34	災害時における帰宅困難者の避難誘導に関する 協定書	東海旅客鉄道(株)静岡支社	災害時の帰宅困難者に対する帰宅困難者用の一時滞在施 設(フラスヴェル子)への避難誘導、一時滞在施設が開設さ れない場合については、近隣の指定緊急避難場所に関する 情報提供		R4.2.1	危機管理課
35	災害等における障害物等の除去に関する覚書	東京電力パワーグリッド(株) 静岡総支社	停電復旧に支障となる樹木等又は電力設備等の障害物等 の除去を行うために相互に協力する。	災害情報No.13「災害時における停 電復旧の連携等に関する基本協 定」に基づく覚書	R4.3.9	(基本協定) 危機管理課 (障害物等の除去) 道路管理課
36	沼津市災害ボランティアセンターの設置・運営等 に関する協定書	(福)沼津市社会福祉協議会	災害ボランティアセンター設置及びそれに伴うボランティア活 動を円滑に実施するために、双方が果たすべき役割、協力 事項及び費用負担等を定め、被災者の生活支援に取り組 む。		R5.11.22	福祉企画課
種 別	災害情報					
1	アマチュア無線による災害情報提供(連絡)に関する 協定	沼津市役所 裾野市役所 沼津警察署 伊豆っ子HAMクラブ 各アマチュア無線クラブ	災害情報の提供と連絡		H8.8.29	沼津警察署
2	緊急情報放送に関する協定	エフエムぬまづ(株)	災害時の緊急情報放送	市役所5階	H10.8.18	危機管理課
3	災害時の情報交換に関する協定	国土交通省 中部地方整備局 長	各種情報交換(一般被害状況・公共土木施設等)		H23.2.28	危機管理課
4	災害時における放送要請に関する協定	静岡エフエム放送(株)	災害時の放送要請		H23.4.7	危機管理課
5	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー(株)	ヤフー(株)が主要なポータルサイトの運営者として、沼津市 の情報発信をサポートする。	現LINEヤフー(株)	H26.12.8	危機管理課
6	沼津市の避難所等情報提供に関する協定	ファーストメディア(株) 三井住友海上火災保険(株)	災害時にスマートフォンから沼津市内の避難所等の位置情 報を確認できるよう、防災アプリへ沼津市の避難所等情報を 提供する。		H27.7.7	危機管理課
7	減災を目的とした防災ARIに関する協定書	(一社)全国防災共助協会	災害時にスマートフォンから沼津市内の避難所等の位置情 報を確認できるよう、防災アプリへ沼津市の避難所等情報を 提供する。		H27.7.7	危機管理課
8	停電時における情報発信に関する協定	東京電力(株) 静岡総支社	東京電力(株)が沼津市危機管理情報メール配信サービ スを利用して停電情報を配信する。		H27.9.1	危機管理課
9	災害時における地図製品等の供給等に関する協 定書	(株)ゼンリン 神奈川・静岡統 括部、(株)ゼンリン 東海	災害時において、沼津市に対し地図製品等の供給等を行う ことにより、防災・減災に寄与する。		H29.11.20	危機管理課
10	災害時等における無人航空機の活用に関する協 定	(株)イーシーセンター	市内で地震等による災害が発生した際に、市からの要請に 基づき、無人航空機(ドローン)を活用して、空撮画像等の提 出等による被害状況の調査、救助活動における必要な情報 収集、医薬品や食料等の運搬等を行う。		H31.1.25	危機管理課
11	災害時等における無人航空機の活用に関する協 定	企業組合フジヤマドローン	市内で地震等による災害が発生した際に、市からの要請に 基づき、無人航空機(ドローン)を活用して、空撮画像等の提 出等による被害状況の調査、救助活動における必要な情報 収集、医薬品や食料等の運搬等を行う。		H31.2.14	危機管理課
12	災害時における緊急放送に関する協定	(株)TOKAIケーブルネットワ ーク	災害が発生または発生する恐れがある場合、(株)TOKAI ケーブルネットワークのコミュニティチャンネルで緊急放送を 行う。		R1.5.28	危機管理課
13	災害時における停電復旧の連携等に関する基本 協定	東京電力パワーグリッド(株) 静岡総支社	大規模な災害により停電が発生した場合に、電力の早期回 復を図るため、相互に情報を提供し、連携する。		R3.5.10	危機管理課

	協定名	相手先	内容	備考	締結日	担当課
種別	相互応援					
1	災害時相互応援に関する協定	沼津市、熱海市、三島市、伊東市、御殿場市、下田市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、函南町、清水町、長泉町、小山町	被災者の一時収容のための施設の提供、応急処置及び応急復旧に必要な資機材生活物資等の斡旋及び提供、職員の派遣ほか特に必要と認めるもの	市町合併のため新たに締結 H17.4.1	H2.12.27	危機管理課
2	災害時相互応援に関する協定	長野県上田市	食料、飲料水、生活必需品、車両及び必要な資機材の提供、応急復旧に必要な物資、災害復旧に必要な職員の派遣ほか要請のあった事項	上田市の合併に伴い、新上田市と H18. 8.16再協定締結	H10.11.5	危機管理課
3	水道災害相互応援に関する協定書	三島市・御殿場市・裾野市・長泉町・小山町	東部4市2町の水道災害時における応援対策及び復旧対策を円滑にするための相互応援覚書あり		H12.10.2	水道部
4	一般廃棄物に関する災害時等の相互援助に関する協定	静岡県・県下市町(一部事務組合を含む)	施設又は業務の提供、斡旋、一般廃棄物の処理に必要な職員等の派遣、物資等の提供、特に必要な事項		H13.3.30	生活環境部
5	水道災害相互応援実施に関する覚書	三島市	応援給水のための連結管設置	県道清水函南停車場線	H13.8.31	水道部
6	水道災害相互応援実施に関する覚書	三島市	応援給水のための連結管設置	三島市道広小路加屋町線清水町道1号線	H13.8.31	水道部
7	水道災害相互応援実施に関する覚書	長泉町	応援給水のための連結管設置	沼津市道1905号線長泉町道城山屋尻線 清水町道127号線長泉町道104号線	H13.8.31	水道部
8	環富士山地域における災害時の相互応援に関する協定	静岡県側 沼津市、三島市、富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、長泉町、小山町、山梨県側 富士吉田市、都留市、西桂町、忍野村、山中湖村、富士河口湖町、鳴沢村、身延町	構成市町村内に、富士山火山災害、地震災害、風水害その他の災害が発生した場合に、相互に応援・協力する。		H28.5.23	危機管理課
9	施行時特例市災害時相互応援に関する協定	施行時特例市19市(沼津市を含む)	食料、飲料水、生活必需品、車両及び必要な資機材の提供、応急復旧に必要な物資、災害復旧に必要な職員の派遣ほか要請のあった事項		R2.4.1	危機管理課
10	災害時相互応援に関する協定	埼玉県戸田市	食料、飲料水、生活必需品、車両及び必要な資機材の提供、応急復旧に必要な物資、災害復旧に必要な職員の派遣ほか要請のあった事項		H18.9.1	危機管理課
11	富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議構成市町村災害時相互応援に関する協定書	静岡県20市町 神奈川県10市町 山梨県8市町村	構成市町村内に災害が発生し、または発生する恐れがある場合に、 ①食料飲料水及び生活必需品並びにそれらの供給に必要な資機材の提供 ②被災者の救助、医療及び防疫並びに応急復旧に必要な資機材及び物資の提供 ③被災者の一時受け入れ施設の提供 ④応急対策及び復旧活動に必要な職員派遣ほかの応援を行う		H18.11.30	(総合) 政策企画課 (防災部会) 危機管理課
12	災害時相互応援に関する協定	富山県高岡市	食料、飲料水、生活必需品、車両及び必要な資機材の提供、応急復旧に必要な物資、災害復旧に必要な職員の派遣ほか要請のあった事項		H23.11.14	危機管理課
13	災害時相互応援に関する協定	東京都江東区	食料、飲料水、生活必需品、車両及び必要な資機材の提供、応急復旧に必要な物資、災害復旧に必要な職員の派遣ほか要請のあった事項		H23.12.26	危機管理課
14	災害時相互応援に関する協定	滋賀県長浜市	食料、飲料水、生活必需品、車両及び必要な資機材の提供、応急復旧に必要な物資、災害復旧に必要な職員の派遣ほか要請のあった事項		H24.1.17	危機管理課
15	静岡県消防相互応援協定	静岡県下市町 静岡県下消防組合	静岡県内市町及び消防組合相互の消防力(ヘリコプターを使用するものを除く)を活用して、災害による被害を最小限に防止するための消防の相互応援		H29.3.10	危機管理課
種別	資機材調達					
1	災害時等に必要な資機材の調達に関する協定書	大興産業(株)リース事業部沼津営業所	仮設トイレ、テント、発動発電機その他の貸与の要請		H16.3.30	危機管理課
2	災害時等に必要な資機材の調達に関する協定書	(株)レント沼津営業所	仮設トイレ、テント、発動発電機その他の貸与の要請		H16.3.30	危機管理課
3	災害時等に必要な資機材の調達に関する協定書	(株)レンタルのニッケン沼津出張所	仮設トイレ、テント、発動発電機その他の貸与の要請		H16.3.30	危機管理課
4	災害時等に必要な資機材の調達に関する協定書	太陽建機レンタル(株)	仮設トイレ、テント、発動発電機その他の貸与の要請		H16.3.30	危機管理課
5	災害時等に必要な資機材の調達に関する協定書	(株)アクティオ沼津営業所	仮設トイレ、テント、発動発電機その他の貸与の要請		H16.3.30	危機管理課
種別	荷さばき					
1	緊急物資荷さばき・輸送業務に関する協定書	(株)サカイ引越センター沼津支社	緊急物資の荷おろし、仕分け、積込み管理及び緊急物資集積所から各避難地等への輸送		H17.3.31	危機管理課
2	緊急物資荷さばき・輸送業務に関する協定書	近物レックス(株)沼津支店	緊急物資の荷おろし、仕分け、積込み管理及び緊急物資集積所から各避難地等への輸送		H17.3.31	危機管理課
3	緊急物資荷さばき・輸送業務に関する協定書	西濃運輸(株)沼津支店	緊急物資の荷おろし、仕分け、積込み管理及び緊急物資集積所から各避難地等への輸送		H17.3.31	危機管理課
4	緊急物資荷さばき・輸送業務に関する協定書	三光運輸(株)	緊急物資の荷おろし、仕分け、積込み管理及び緊急物資集積所から各避難地等への輸送		H17.3.31	危機管理課
5	緊急物資荷さばき・輸送業務に関する協定書	赤帽静岡県軽自動車運送協同組合	緊急物資の荷おろし、仕分け、積込み管理及び緊急物資集積所から各避難地等への輸送		H17.3.31	危機管理課
6	緊急物資荷さばき・輸送業務に関する協定書	セイノスーパーエクスプレス(株)沼津東支店	緊急物資の荷おろし、仕分け、積込み管理及び緊急物資集積所から各避難地等への輸送		H17.3.31	危機管理課
7	緊急物資荷さばき・輸送業務に関する協定書	日本通運(株)沼津支店	緊急物資の荷おろし、仕分け、積込み管理及び緊急物資集積所から各避難地等への輸送	現日本通運(株)静岡支店沼津事業部	H17.3.31	危機管理課
8	災害の発生時における輸送業務等の協力に関する協定書	(一社)静岡県トラック協会	①物資の緊急・救援輸送(車上受け、車上渡しを原則とする) ②資機材の提供 ③緊急・救援輸送業務に関する情報収集		R3.2.4	危機管理課

	協定名	相手先	内容	備考	締結日	担当課
種別	医療救護					
1	災害時の医療救護活動に関する協定	(一社)沼津医師会	医師の派遣等災害時の医療救護活動への協力	協定書の内容変更H24.9.3	H17.3.31	健康づくり課
2	災害時の医療救護活動に関する協定	(一社)沼津薬剤師会	薬剤師の派遣等災害時の医療救護活動への協力	協定書の内容変更H24.9.3	H20.2.25	健康づくり課
3	災害時の医療救護活動に関する協定	(一社)沼津市歯科医師会	歯科医師の派遣等災害時の医療救護活動への協力	協定書の内容変更H24.9.3	H20.7.10	健康づくり課
4	災害時の医療救護活動に関する協定	(一社)田方歯科医師会	歯科医師の派遣等災害時の医療救護活動への協力	協定書の内容変更H24.9.3	H23.7.1	健康づくり課
5	災害時の医療救護活動に関する協定	わいわい薬局	薬剤師の派遣等災害時の医療救護活動への協力	協定書の内容変更H24.9.3	H23.7.1	健康づくり課
6	災害時の医療救護活動に関する協定	医療法人財団 フリージア会沼津西病院	災害発生時準救護病院として医療救護活動への協力		R6.2.1	健康づくり課
7	災害時における医療活動に関する協定書	協和医科器械(株) 沼津支店	災害時、診療材料に関する業務、手術室に関する業務、医療請求漏れ防止に関する業務などへの協力	沼津市立病院 中央倉庫、手術室	R5.3.2	病院施設課
8	災害時における医療活動に関する協定書	(株)ダスキンヘルスケア	災害時、中央材料室業務への協力	沼津市立病院 中央材料室	R5.3.7	病院施設課
9	静岡DMATの出動に関する協定	県	災害等の急性期に、静岡DMATが被災現場等に出動し、迅速な医療救護活動を行う。		H24	病院管理課
10	沼津市立病院売店等運営に関する土地建物賃貸借契約書	(株)光洋	災害発生時における応急生活用物資についての協力		R4.4.1	病院管理課
種別	物資調達					
1	災害救助に必要な物資の調達に関する協定書	(株)イトーヨーカ堂	災害救助に必要な物資の調達		H15.11.5	商工振興課
2	災害救助に必要な物資の調達に関する協定書	(株)スーパーマートモ	災害救助に必要な物資の調達		H15.11.5	商工振興課
3	災害救助に必要な物資の調達に関する協定書	(株)マキヤ	災害救助に必要な物資の調達		H15.11.5	商工振興課
4	災害救助に必要な物資の調達に関する協定書	ピアゴ香貴店	災害救助に必要な物資の調達	名称変更等に伴い締結更新 (H26.10.20)	H26.10.20	商工振興課
5	災害救助に必要な物資の調達に関する協定書	(株)エース	災害救助に必要な物資の調達		H15.11.5	商工振興課
6	災害救助に必要な物資の調達に関する協定書	(株)ゴトー	災害救助に必要な物資の調達		H15.11.5	商工振興課
7	災害救助に必要な物資の調達に関する協定書	(株)綿安商店	災害救助に必要な物資の調達		H15.11.5	商工振興課
8	災害救助に必要な物資の調達に関する協定書	(株)イマイ	災害救助に必要な物資の調達	名称変更等に伴い締結更新 (H28.9.1)	H15.11.5	商工振興課
9	災害救助に必要な物資の調達に関する協定書	川崎商事(株)	災害救助に必要な物資の調達		H15.11.5	商工振興課
10	災害救助に必要な物資の調達に関する協定書	山本被服(株)	災害救助に必要な物資の調達		H15.11.5	商工振興課
11	災害救助に必要な物資の調達に関する協定書	静岡ガス(株)東部支社	災害救助に必要な物資の調達	名称変更等に伴い締結更新 (H28.9.1)	H26.10.20	商工振興課
12	災害救助に必要な物資の調達に関する協定書	沼津米穀卸(株)	災害救助に必要な物資の調達		H15.11.5	商工振興課
13	災害救助に必要な物資の調達に関する協定書	沼津魚市場(株)	災害救助に必要な物資の調達		H15.11.5	商工振興課
14	災害救助に必要な物資の調達に関する協定書	大津屋物産(株)沼津支店	災害救助に必要な物資の調達		H15.11.5	商工振興課
15	災害救助に必要な物資の調達に関する協定書	沼津魚仲買商協同組合	災害救助に必要な物資の調達		H15.11.5	商工振興課
16	災害救助に必要な物資の調達に関する協定書	(株)東洋ベーカリー	災害救助に必要な物資の調達		H15.11.5	商工振興課
17	災害救助に必要な物資の調達に関する協定書	沼津塩業(株)	災害救助に必要な物資の調達		H15.11.25	商工振興課
18	災害救助に必要な物資の調達に関する協定書	(株)桃中軒	災害救助に必要な物資の調達		H15.11.25	商工振興課
19	災害救助に必要な物資の調達に関する協定書	(株)パンデロール	災害救助に必要な物資の調達		H15.12.10	商工振興課
20	災害救助に必要な物資の調達に関する協定書	ウエルシア薬局(株)	災害救助に必要な物資の調達	経営統合等に伴い締結更新 (H28.9.1)	H16.1.7	商工振興課
21	災害救助に必要な物資の調達に関する協定書	(株)ケーヨー	災害救助に必要な物資の調達		H19.5.1	商工振興課
22	災害救助に必要な物資の調達に関する協定書	ニッキ工業(株)	災害救助に必要な物資の調達		H20.2.15	商工振興課
23	災害救助に必要な物資の調達に関する協定書	生活協同組合ユーコープ	災害救助に必要な物資の調達		H26.11.13	商工振興課
24	災害救助に必要な物資の調達に関する協定書	(株)エンチョー	災害救助に必要な物資の調達		H24.6.19	商工振興課
25	災害救助に必要な物資の調達に関する協定書	(株)ココカラファインヘルスケア	災害救助に必要な物資の調達	平成25年4月変更(変更前(株)セイジョー)	H24.9.18	商工振興課
26	災害救助に必要な物資の調達に関する協定書	マックスパリュ東海(株)	災害救助に必要な物資の調達		H24.12.20	商工振興課

	協定名	相手先	内容	備考	締結日	担当課
27	災害救助に必要な物資の調達に関する協定書	(株)伊藤園	災害救助に必要な物資の調達		H25.8.28	商工振興課
28	災害救助に必要な物資の調達に関する協定書	(株)静鉄ストア	災害救助に必要な物資の調達	一部変更 (R5.2.28)	H25.11.22	商工振興課
29	災害救助に必要な物資の調達に関する協定書	(株)カインズ	災害救助に必要な物資の調達		H29.5.23	商工振興課
30	災害救助に必要な物資の調達に関する協定書	(株)クリエイトエス・ディー	災害救助に必要な物資の調達		H29.5.23	商工振興課
31	災害救助に必要な物資の調達に関する協定書	(株)ZOA	災害救助に必要な物資の調達		H29.5.23	商工振興課
32	災害救助に必要な物資の調達に関する協定書	DCMカーマ(株)	災害救助に必要な物資の調達		H29.5.23	商工振興課
33	災害救助に必要な物資の調達に関する協定書	(株)ノジマ	災害救助に必要な物資の調達		H29.5.23	商工振興課
34	災害救助に必要な物資の調達に関する協定書	旭産業(株)	災害救助に必要な物資の調達		H30.12.11	商工振興課
35	災害救助に必要な物資の調達に関する協定書	(株)カドイケ	災害救助に必要な物資の調達		H30.12.11	商工振興課
36	災害救助に必要な物資の調達に関する協定書	(株)スギ薬局	災害救助に必要な物資の調達		H30.12.11	商工振興課
37	災害救助に必要な物資の調達に関する協定書	(株)タカラ・エムシー	災害救助に必要な物資の調達		H30.12.11	商工振興課
38	災害救助に必要な物資の調達に関する協定書	(株)良品計画	災害救助に必要な物資の調達		R4.10.31	商工振興課
39	災害救助に必要な物資の供給協力に関する協定書	(株)三和	災害救助に必要な物資の調達		R4.10.31	商工振興課
40	災害救助に必要な物資の調達に関する協定書	(株)赤ちゃん本舗	災害救助に必要な物資の調達		R4.10.31	商工振興課
41	災害時における物資供給に関する協定書	NPO法人 コメリ災害対策センター	災害救助に必要な物資の調達		R4.12.20	商工振興課
種別	飲料水の供給					
1	災害時における飲料水の供給に関する協定	(株)TOKAI	災害が発生し、または発生する恐れがある場合に、市民に飲料水を供給する。		R1.5.28	危機管理課
種別	ガスの供給					
1	災害援助に必要なLPガスの供給等に関する覚書	(一社)静岡県LPガス協会 沼津地区会	LPガスの供給並びにLPガスの供給設備及び消費設備の整備	平成30年1月19日に静岡県と(一社)静岡県LPガス協会との間で協定が締結されたことに伴う覚書。	R5.6.22	危機管理課
種別	非常用電源による給電					
1	災害発生時における電気自動車を用いた非常用電源の給電に関する協議書	日本郵便(株)沼津郵便局	沼津郵便局が保有するEV車(集配車両、集配バイク)を用いて非常用電源による給電を行う。	災害救援活動No.16「災害発生時における沼津市と沼津市内郵便局の協力に関する協定」に基づく協議書	R6.2.1	危機管理課
種別	避難所用物資の供給					
1	災害時における物資提供等の協力に関する協定	王子コンテナー(株)富士工場	災害が発生し、または発生する恐れがある場合に、避難所内居住スペース設置用段ボール、間仕切り用段ボール等の段ボール製品を供給する。		R2.10.8	危機管理課
2	災害時における物資提供等の協力に関する協定	(株)木村鋳造所	災害が発生し、または発生する恐れがある場合に、避難所用のパーテーション及び床材を供給する。		R2.10.12	危機管理課
種別	燃料の供給					
1	災害時における石油燃料の供給に関する協定	静岡県石油商業組合沼津支部	災害時における市民生活の安全の確保に必要な燃料の供給。		H19.8.21	資産活用課
種別	場所提供					
1	静岡県立沼津城北高校のグラウンドの使用に関する覚書	沼津城北高校学校長	応援消防部隊の集結地及び活動拠点地として使用	沼津城北高校グラウンド	H8.3.25	危機管理課
2	静岡県立沼津城北高校のグラウンドの使用に関する覚書に基づく承諾書	沼津城北高校	消防集結地としての使用	沼津城北高校グラウンド	H11.11.11	危機管理課
3	東芝機械株式会社愛鷹グラウンドの使用に関する覚書	東芝機械(株)	防災関係機関集結地としての使用	東芝機械グラウンド(H12自衛隊の集結地)	H11.11.18	危機管理課
4	緊急物資集積場使用に関する覚書	県	災害時に緊急に必要な食料及び生活必需品の荷さばき及び輸送の拠点としての使用	愛鷹広域公園(多目的競技場、多目的広場、野球場、スポーツ広場、駐車場他)	H12.4.5	危機管理課
5	富士通㈱と沼津市とは富士通㈱沼津工場を自衛隊が沼津市で活動するときの集結地及び活動拠点地として使用することについての覚書	富士通(株)沼津工場	市の要請に基づく自衛隊の集結地及び活動拠点	野球場、サッカーグラウンド、テニスコート、駐車場	H15.9.11	危機管理課
6	有限会社常盤館所有の土地使用に関する覚書	(有)常盤館	沼津市の大規模災害時集結地及び活動拠点用地を、消防並びに防災関係機関が使用することについて確認	東京電力(株)伊豆支社との確認書 H21.9.8	H21.6.19	危機管理課
7	大規模災害における応急仮設住宅建設用地の確保に関する覚書	(株)サンウッド	大規模災害時において、相手先所有の土地を応急仮設住宅建設用地として提供する。	提供土地:沼津市足高字尾上170-7及び170-8の一部	H29.1.16	公共建築課
8	災害時における支援協力に関する協定	IHI運搬機械(株)	市内に大規模な地震や風水害などの災害が発生した際に、市の要請に基づき、IHI運搬機械(株)沼津工場敷地内にある、従業員向け自走式駐車場の一部を支援物資の受け入れ、荷さばき、保管、搬送等を行う場所として、また、工場周辺の河川が氾濫した際に、周辺住民に対する一時待避所としても提供する。	IHI運搬機械(株)沼津工場敷地内にある自走式駐車場の一部等	H30.11.22	危機管理課
9	災害時における支援協力に関する協定	三井不動産(株)	支援物資の一時集積場所等として使用する	三井ショッピングパークらぼーと沼津の駐車場の一部	R1.10.1	危機管理課

	協定名	相手先	内容	備考	締結日	担当課
種別	陸間・水門操作等					
1	静浦漁港海岸陸間操作協定	静岡県沼津土木事務所長	静浦漁港海岸陸間操作要領に基づいて行うものとする	閉鎖条件 ①地震警戒宣言発令 ②津波警報又は高潮警報発令 ③緊急やむを得ないとき ④沼津土木事務所長が必要と認めるとき	H4.3.26	水産海浜課
2	静浦漁港海岸獅子浜(国道414号)陸間操作委託契約書	県知事(漁港管理者の長)	静浦漁港海岸獅子浜(国道414号)陸間操作要領により陸間操作	閉鎖条件 ①警戒宣言発令かつ操作準備完了した場合 ②津波警報発令に伴い避難勧告が行われた場合	H4.4.1	危機管理課
3	沼津海岸(牛臥地区海岸)陸間操作協定	静岡県沼津土木事務所長	沼津海岸(牛臥地区海岸)陸間操作要領に基づいて行うものとする	閉鎖条件 ①地震警戒宣言発令 ②大津波警報、津波警報、津波注意報、高潮警報発令 ③波浪警報等緊急やむを得ないとき ④沼津土木事務所長が必要と認め指示したとき	H5.4.1	緑地公園課
4	沼津港航路水門操作委託契約書	県	沼津港航路水門操作規則による水門操作の一部	閉鎖条件 ①警戒宣言発令 ②津波警報発令の場合	H16.10.1	(連絡調整) 水産海浜課 (水門操作) 危機管理課
5	井田漁港陸間の操作に関する協定	井田自治会長	井田漁港陸間の操作	閉鎖条件 ①警戒宣言発令 ②津波・高潮警報発令の場合	H25.4.1	水産海浜課
6	沼津津波・高潮ステーション 操作管理にかかる協定書	静岡県沼津土木事務所長	沼津津波・高潮ステーションの操作		H25.7.18	危機管理課
種別	場所・車両提供					
1	災害時における(株)黄瀬川自動車学校の一時使用等に関する協定	(株)黄瀬川自動車学校	ボランティアの活動拠点のため敷地と校舎の一部を開放及び教習車以外の車両の使用。		H24.11.20	危機管理課
種別	場所・温浴施設の提供					
1	災害時における支援協力に関する協定	(株)ジョイランド	①避難者等に施設照明及びコンセント等の電力や温浴施設(風呂及びシャワー等の給湯)の提供 ②市民等の車両の一時的な避難場所としての駐車場使用 ③支援物資の一時集積場所としての駐車場使用	①ジョイランド原店「天然温泉ざぶ〜ん」 ②、③ジョイランド原店敷地内駐車場	R3.12.24	危機管理課
種別	避難施設					
1	避難施設として使用することの覚書	静岡県立沼津西高等学校	避難地として屋外施設を、避難所として屋内施設を使用。		H9.4.1	危機管理課
2	避難施設として使用することの覚書	静岡県立沼津工業高等学校	避難地として屋外施設を、避難所として屋内施設を使用。		H11.4.1	危機管理課
3	避難施設として使用することの覚書	静岡県立沼津東高等学校	避難地として屋外施設を、避難所として屋内施設を使用。		H15.4.1	危機管理課
4	避難施設として使用することの覚書	学校法人加藤学園・加藤学園高等学校	避難地として屋外施設を、避難所として屋内施設を使用。		H15.4.1	危機管理課
5	避難施設として使用することの覚書	学校法人沼津学園・飛龍高等学校	避難地として屋外施設を、避難所として屋内施設を使用。	平成18年11月24日内容一部改正	H15.4.1	危機管理課
6	避難施設として使用することの覚書	独立行政法人国立高等専門学校機構沼津工業高等専門学校	避難地として屋外施設を、避難所として屋内施設を使用。	平成24年3月27日内容一部改正 避難所に第一体育館を加える。	H18.12.27	危機管理課
7	避難施設として使用することの覚書	学校法人誠恵学院・誠恵高等学校	避難所として屋内施設を使用。		H24.3.21	危機管理課
8	避難施設として使用することの覚書	静岡県立沼津視覚特別支援学校	避難所として屋内施設を使用。		H24.3.30	危機管理課
9	避難施設として使用することの覚書	学校法人沼津学園・桐陽高等学校	避難所として屋内施設を使用。		H24.3.30	危機管理課
10	避難施設として使用することの覚書	静岡県立沼津聴覚特別支援学校	避難所として屋内施設を使用。		H24.4.2	危機管理課
11	避難施設として使用することの覚書	学校法人沼津精華学園・沼津中央高等学校	避難所として屋内施設を使用。		H24.7.20	危機管理課
12	災害時等における施設利用の協力に関する協定書	公益財団法人沼津市振興公社	災害時、沼津市民文化センターを教護所として使用する際の、物資・資器材の備蓄スペースの確保及び教護所開設に協力する。		R6.4.1	文化振興課
13	災害時における帰宅困難者の受入れ等に関する協定書	静岡県 ブラサヴェルデ運営共同事業体	沼津市内の帰宅困難者が安全に滞在するため、一時滞在施設として使用し、必要な支援を行うことを目的として、受入れ及び支援の実施に関し必要な事項を定める。	ブラサヴェルデ会議場施設	R2.3.19	危機管理課
14	災害時における支援協力に関する協定	沼津信用金庫	周辺住民等に対する一時避難場所として使用する	沼津信用金庫の店舗のロビー等	R2.3.23	危機管理課
種別	宿泊施設の提供					
1	災害時における宿泊施設等の提供に関する協定書	伊豆戸田温泉民宿組合	災害時において、要配慮者等に対し、宿泊、入浴及び食事などのサービスを提供する。		H26.12.18	危機管理課
2	災害時における宿泊施設等の提供に関する協定書	沼津ホテル旅館協同組合	災害時において、要配慮者等に対し、宿泊、入浴及び食事などのサービスを提供する。		H26.12.18	危機管理課
3	災害時における宿泊施設等の提供に関する協定書	奥駿河沼津民宿協会	災害時において、要配慮者等に対し、宿泊、入浴及び食事などのサービスを提供する。		H26.12.18	危機管理課
4	災害時における宿泊施設等の提供に関する協定書	戸田温泉旅館組合	災害時において、要配慮者等に対し、宿泊、入浴及び食事などのサービスを提供する。		H26.12.18	危機管理課
5	災害時における宿泊施設等の提供に関する協定書	沼津三津大瀬旅館協同組合	災害時において、要配慮者等に対し、宿泊、入浴及び食事などのサービスを提供する。		H26.12.18	危機管理課
6	災害時における宿泊施設等の提供に関する協定書	伊豆長岡温泉旅館協同組合	災害時において、要配慮者等に対し、宿泊、入浴及び食事などのサービスを提供する。		H27.7.13	危機管理課
7	災害時における旅行者の受入れ等に関する協定書	沼津ホテル旅館協同組合	災害時において、帰宅困難者に対し、客室、ロビー等の安全に滞在することができる場所を提供する。		R1.7.17	危機管理課

	協定名	相手先	内容	備考	締結日	担当課
種別	相談業務					
1	災害時相談業務等に関する沼津市と静岡県弁護士会との協定書	静岡県弁護士会	災害時において、被災者に対して行う被災者法律相談を実施。		H25.3.21	生活安心課
2	大規模災害時における被災者支援協力に関する協定書	静岡県行政書士会	災害時において、被災者が官公署に提出する申請書類の作成及び提出手続きの代理等を実施。		H25.12.24	生活安心課
3	大規模災害時における被災者支援協力に関する協定書	静岡県司法書士会	災害時において、被災者が官公署に提出する申請書類の作成及び提出手続きの代理等を実施。		H26.2.27	生活安心課
種別	救援物資の提供					
1	非常時における飲料供給に関する覚書	ダイドードリンコ(株)	災害時、沼津市大岡市民運動場に設置の自動販売機機内在庫の製品を被災者に対して無償提供する。		H30.6.22	ウィズスポーツ課
2	災害時における救援物資提供に関する協定書	コカ・コーラ ボトラーズ ジャパン(株)	災害時、沼津市民文化センターに設置の自動販売機機内在庫の製品を被災者に対して無償提供する。		R3.7.1	文化振興課
3	非常時における飲料供給に関する覚書	コカ・コーラ ボトラーズ ジャパン(株)	災害時、沼津市役所地下1階に設置の自動販売機機内在庫の製品を被災者に対して無償提供する。		R6.3.4	資産活用課
4	非常時における飲料供給に関する覚書	ダイドービレッジサービス(株)	災害時、沼津市立図書館1階に設置の自動販売機機内在庫の製品を被災者に対して無償提供する。		R3.2.24	市立図書館
5	災害時における救援物資提供に関する協定書	ダイドービレッジサービス(株)	災害時、沼津市民文化センターに設置の自動販売機機内在庫の製品を被災者に対して無償提供する。		R3.7.1	文化振興課
6	災害時における救援物資提供に関する協定書	コカ・コーラ ボトラーズジャパン(株)	災害時、ぬまづ健康福祉プラザに設置の自動販売機機内在庫の製品を被災者に対して無償提供する。		R3.7.1	福祉企画課
7	災害時における救援物資提供に関する協定書	コカ・コーラ ボトラーズジャパン(株)	災害時、沼津市清掃プラントに設置の自動販売機機内在庫の製品を被災者に対して無償提供する。		H30.7.1	クリーンセンター管理課
8	災害時における救援物資提供に関する協定書	ダイドービレッジサービス(株)	災害時、沼津市清掃プラント1階に設置の自動販売機機内在庫の製品を被災者に対して無償提供する。		R3.7.1	クリーンセンター管理課
9	災害時における救援物資提供に関する協定書	ダイドービレッジサービス(株)沼津営業所	災害時、看護専門学校2階学生ホールに設置の自動販売機機内在庫の製品を沼津市に対して無償提供する。		R3.7.1	看護専門学校

災害時相談業務等に関する沼津市と静岡県弁護士会との協定書

沼津市（以下「甲」という。）と静岡県弁護士会（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、甲が、同法第23条の2の規定に基づき沼津市地域防災計画の定めるところにより沼津市災害対策本部を設置した場合（以下「災害時」という。）において、乙が実施する被災者法律相談、被災者への支援情報等の提供その他の被災者支援活動（以下「被災者支援活動」という。）の事前準備及び取扱い等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 甲及び乙は、災害時において、乙が、被災者支援活動を円滑、迅速かつ効果的に実施するため、本協定を定める。

（被災者支援活動従事者の派遣）

第2条 乙は、甲から被災者支援活動の要請を受けた場合、速やかに乙及び他弁護士会所属弁護士の中から被災者支援活動の担当者を選出し、実施する。

（実施期間）

第3条 被災者支援活動の実施期間は、甲乙協議して定める。

（被災者支援活動実施の連絡及び広報）

第4条 乙が被災者支援活動の実施を決定した場合、乙は、甲に対し、その開催場所及び開催日時を速やかに連絡するとともに、甲は、可能な限りで、その広報に協力する。

（被災者支援活動担当者の業務）

第5条 被災者支援活動の担当者は、乙が定める災害マニュアル等に基づき、被災者支援活動を実施する。

2 乙は、甲に対し、被災により発生する法的問題についての解決支援に資する目的のため、前項の被災者支援活動の実施状況を定期的に報告する。

（事前協議）

第6条 甲及び乙は、災害時において実施する被災者支援活動に関し、平時において、必要に応じて、継続的に協議を行う。

(事前準備の確認)

第7条 甲及び乙は、甲乙の協議により、被災者支援のための次に掲げる取組が実現していること及び当該取組を継続していくことを、相互に確認する。

- (1) 被災者に対する支援情報その他の有益情報をまとめた災害時Q&A集(静岡県弁護士会ニュース)の沼津市版(以下「災害時Q&A集」という。)が完成していること。
- (2) 災害時Q&A集が、甲及び乙のウェブサイトに掲載されていること。
- (3) 災害時Q&A集が、甲の防災倉庫に平時から常備されるなど、避難所開設時に速やかに避難所等に掲示される体制を構築していること。
- (4) 甲において、弁護士派遣要請書を常備し、発災後速やかに乙が弁護士を派遣する体制を構築していること。
- (5) 甲及び乙が定期的に弁護士派遣要請等の訓練を実施していること。
- (6) その他被災者支援活動に関すること。

(災害時Q&A集の活用)

第8条 甲及び乙は、被災者に対し災害時に必要な情報を効果的に提供するため、災害時Q&A集の活用並びに市民及び甲の職員への周知について、相互に協力する。

- 2 乙は、災害時Q&A集を改訂した場合には、速やかに甲に通知し、及び交付するものとし、甲は適宜改訂版に差し替えるものとする。

(有効期間)

第9条 本協定は、平成30年3月20日から効力を有する。

- 2 本協定の有効期間は、協定の効力発生の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1箇月前までに、甲又は乙から文書により相手方に対して異議の申出がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間本協定を延長するものとし、その後も同様とする。

(疑義の解決)

第10条 本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議して解決するものとする。

(旧協定の廃止)

第11条 平成25年3月21日付け甲乙間で締結した「災害時相談業務等に関する沼津市と静岡県弁護士会との協定書」は廃止する。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成30年3月20日

甲 沼津市御幸町16番1号
沼津市長 大沼 明穂



乙 静岡市葵区追手町10番80号
静岡県弁護士会
会長 近藤 浩志





※ 本書面の情報は令和6年4月1日時点のもので、その後の法改正等により制度等が変わっている可能性があります。

1 被災者の方への支援

■ **当面の生活費をどうにかしたい**
一定の要件を満たせば、生活福祉資金の貸付（緊急小口資金）が受けられる可能性があります。

詳しくは沼津市社会福祉協議会まで。
055-922-1500（代表）

■ **生活保護について**

避難所等の避難先での申請も可能です。また、義援金や給付金等は収入認定されないのが原則です（自立更生計画書が必要になる場合があります）。

■ **公共料金はどうなるか**

電気・ガス・水道、下水道・固定電話・携帯電話・PHS等について、料金支払期限の延伸や免除等が受けられる場合があります。それぞれの**契約先**に確認する必要があります。

■ **年金や健康保険料の支払はどうなるか**

東日本大震災では、健康保険・厚生年金保険及び船員保険の保険料並びに子ども手当にかかる拠出金については、納付の期限が延長されました。国民年金についても、支払が困難な場合は相談してください。

（国民健康保険の窓口）

沼津市役所国民健康保険課 055-934-4725

沼津市役所国民健康保険課（高齢者医療係）055-934-4728

（国民年金の窓口）

沼津市役所市民課国民年金係 055-934-4724

沼津年金事務所 055-921-2201（代表）

■ **住宅などのローンを支払えない／新たなローンとの二重ローンが心配**

災害救助法の適用を受けた自然災害の影響で、住宅ローン、事業ローン、自動車ローン、教育ローンなどの支払が困難になった人は、被災ローン減免制度（自然災害債務整理ガイドライン）の利用を検討してください。自己破産と異なり、現預金500万円、各種支援金、甲斐金などを手元に残した上で、残ったローンの免除を受けられる可能性があります。また、既存のローンの免除を受けて新たな住宅ローンによる住宅再建にもつながります。なお、制度を利用してブラックリストには載らず、原則として連帯保証人にも請求がいきません。詳しくは**弁護士会**にお問い合わせください。

■ **り災証明書とは何か。これがあるとうなるのか**

り災証明書とは、地震や風水害などの被災者からの申請により、市町が住家の被害を調査して発行する証明書です。全壊・大規模半壊・半壊などに分かれます。り災証明書は、各種支援金、税の減免、融資申請などに必要となりますので、市町の案内に従って申請してください。

り災証明書は、余震等の二次被害防止のために緊急に建物の危険性をチェックし、赤（危険）、黄（要注意）、緑（調査済）のステッカーが貼られる応急危険度判定とは別の制度ですのでご注意ください。赤（危険）＝全壊認定、ではありません。

2 支払の問題

■ **税金の支払はどうなるか**

納付の期限が延長されたり、減免措置等が受けられる可能性があります。

所得税・消費税・法人税等の国税については**沼津税務署**に確認を。

沼津税務署 055-922-1560（代表）

法人県民・事業税、個人事業税、不動産取得税、自動車税、自動車取得税等の県税については、県の最寄りの**沼津財務事務所**に確認を。

沼津財務事務所 055-920-2013（代表）

市民税・固定資産税・軽自動車税等の市税については、**沼津市役所の各課**に確認を。

沼津市役所市民税課 055-934-4734～4736

沼津市役所資産税課 055-934-4737～4739

沼津市役所納税管理課 055-934-4730

3 保険・共済の問題

■ **地震特約があるから、生命保険は出ないか**

東日本大震災の際は、生命保険各社は地震特約を適用しないことに決めたそうです。保険金が支払われる可能性がありますので、お入りになっている保険会社に連絡をしてみてください。

なお、どこの保険会社と契約しているかわからないときは、以下に問い合わせてみてください。

（社）生命保険協会 静岡地方事務室 054-253-5712

■ **火災保険だけで地震保険に入っていないから、保険金はもらえないか**

保険金は支払われませんが、保険（共済）によっては、火災保険に入っているだけで見舞金などが出る場合があります。一度、お入りになっている保険会社、共済に確認してみるべきです。

なお、どこの保険会社と契約しているかわからないときは、以下に問い合わせてみてください。

・災害救助法が適用された地域の方は

「自然災害損害契約照会センター」 0570-001-830（ナビダイヤル）へ

・上記以外の地域の方は各損害保険会社の窓口へ

■ **地震・津波で自動車が壊れてしまった**

車両保険は、原則として、地震・噴火・（地震、噴火が原因の）津波による災害による損害は補償対象外とされています。

地震・噴火・津波危険（車両損害）担保特約があれば、地震による損害も補償されるので、**保険会社**に確認してみましょう。

4 紛失物の問題

■ **本人確認できる証明書（免許証、旅券、マイナンバーカード、保険証など）がなくなりました。住民票はとれるか、免許証は再びもらえるか**

住民票は、市町で本人確認がとれれば交付を受けることができます。まずは**沼津市役所市民課証明係**（055-934-4723）へ。

運転免許証は、**静岡県東部運転免許センター**（055-921-2000）や**沼津警察署**（055-952-0110）で再発行手続きをしてください。

また、保険証が手元になくても、保険診療は受けられます。

■ **権利証の紛失など**

不動産の権利証を紛失しても権利を失うことはありませんのでご安心を。

■ **クレジットカードがなくなりました**

各クレジットカード会社に紛失の連絡をし、新たなカードの発行を求めてください。

■ **銀行の通帳などがなくなってしまった、お金がおろせない、再発行してくれるのか**
銀行の通帳、証書、カードなどについては、多くの銀行等で無料で再発行してくれます。各銀行の窓口にお問い合わせください。通帳を紛失しても権利を失うことはありません。身分証明書があれば持参し、ないときはそのことも併せて相談してください。

■ **自動車がなくなりました（使えなくなりました）ので、登録を抹消したい**
管轄の運輸支局（沼津は**自動車検査登録事務所**・050-5540-2051）に確認を。軽自動車は軽自動車検査協会へ。

■ **実印や印鑑登録証がなくなりました**

実印をなくされた場合は、印鑑登録証の廃止手続きを行ってください。印鑑登録証をなくされた場合は、印鑑証明書の交付申請ができませんので、印鑑登録証の亡失手続きを行ってください。その上でどちらの場合も、印鑑証明書が必要な場合は、改めて実印を登録してください。登録には、ご本人確認できる官公署発行の証明書（運転免許証、旅券、マイナンバーカードなど）が必要です。手続きは**沼津市役所市民課受付係**（055-934-4721）に確認してください。

5 その他

■ **免許証の有効期間が迫っている**

東日本大震災では、運転免許証の有効期間が特別に一定期間延期されています。

■ **会社を経営していたが、この地震・津波でやっていけなくなった**

日本政策金融公庫の融資制度、中小企業庁のセーフティネット保証制度、県の融資制度など、いろいろな融資制度が受けられる可能性があります。**金融機関や商工会議所**などに相談してみましょう。

沼津商工会議所 055-921-1000（代表）



※ 本書面の情報は令和6年4月1日時点のもので、その後の法改正等により制度等が変わっている可能性があります。このニュースは大規模な自然災害を前提としており、災害の種類・規模により使えない制度もありますのでご注意ください。

1 ご家族を亡くされた方への支援

● 災害弔慰金(災害弔慰金の支給等に関する法律)

大規模な災害により主として生計を維持していた方が亡くなった場合最大500万円、その他の場合最大250万円をご遺族に支給する制度です。支給の順位は、①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母です。もつとも、①～⑤の方がおらず、かつ亡くなった方と死亡当時に同居あるいは生計を同じくしていた兄弟姉妹がいれば、その兄弟姉妹が対象となります。災害弔慰金の具体的な金額は市が決定します。窓口は、**沼津市役所社会福祉課福祉企画室(055-934-4824)**です。

● 災害援護資金貸付(災害弔慰金法)

大規模な自然災害で、負傷又は住居・家財に被害を受けた方のうち、所得金額が一定の範囲内の方は、災害援護資金の貸付けが受けられます(最大350万円)。

● 労災保険

震災が起きた際に仕事で中だった、あるいは通勤中だった方で、被害に遭われた方は、労災保険制度により給付が得られる場合があります。**沼津労働基準監督署(055-933-5830)**が窓口になります。

● 亡くなった方が、住宅ローンの支払途中だった

ほとんどの金融機関で、住宅ローンを組むときに、「団体信用生命保険」という保険への加入が一般化されています。住宅ローンの支払の途中で亡くなった場合には、この団体信用生命保険により、住宅ローンがなくなることがあります。**住宅ローンの契約先に確認してみてください。**

2 その他の色々な支援制度

● 災害障害見舞金(災害弔慰金の支給等に関する法律)

大規模な災害により重い障害を受けた場合、生計を維持していた方には最大250万円、それ以外の方には最大125万円を支給する制度です。

重い障害とは、両眼が失明した、神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する、胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する、両腕をひじ関節以上で失った、両腕の用を全廃した、両脚をひざ関節以上で失った、両脚の用を全廃した、等の場合を言います。

窓口は**沼津市役所社会福祉課福祉企画室(055-934-4824)**です。

● 義援金

被害の内容、程度、自治体により時期、金額は異なります。

● 自治体の宅地復旧補助金

被災したのり面、擁壁、地盤復旧に自治体独自の補助制度が設けられる例もありますが(熊本市では熊本地震のときに工事費の約3分2を補助)。

● 被災者生活再建支援制度

大規模な自然災害により住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯(賃借人も対象です)に対して、被災者生活再建支援法に基づき、支援金を支給する制度です。二つの支援金が支給されます(震災当時、世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額が4分の3になります)。

① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)

住宅の被害程度	全壊	大規模半壊	半壊又は敷地被害でやむを得ず解体	中規模半壊	長期避難
支給額	100万円	50万円	100万円	なし	100万円

② 住宅の再建方法に応じて①に加算して支給する支援金(加算支援金)

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃貸
支給額	200万円	100万円	50万円

※ 賃貸は、公営住宅を借りた場合は除く

※ 中規模半壊の世帯には、加算支援金のみ、表記載の金額の各2分の1の支給

例えば、住宅を全壊で失った方には、基礎支援金として100万円が支給され、その方が、新たに家を建てる場合には、加算支援金として200万円が支給されることになります。一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設する場合の加算支援金は、まず賃借により50万円が支給され、その後、建設により、合計して200万円になるまで支給されます。

窓口は**沼津市役所社会福祉課福祉企画室(055-934-4824)**です。

3 災害弔慰金、災害障害見舞金、被災者生活再建支援金の差押禁止について

義援金、災害弔慰金、災害障害見舞金、被災者生活再建支援金として支給された金銭は、差押禁止財産とされています。

例えば破産手続においては、これらの金銭を債権者への支払に充てることをせずに、手元に残すことができるようになります。

なお、そのためには、手元の金銭が、災害弔慰金、災害障害見舞金、被災者生活再建支援金であることが分らなければなりません。

そこで、可能であれば、借金等をしていない金融機関に、日常使用している口座とは別の口座を作り、これらの金銭だけで管理しておくようにしてください。

差押禁止の意味等についてお聞きになりたい方は、遠慮なく、弁護士相談をご利用ください。

4 労働関係に関する支援

● 雇用調整助成金制度(事業者の方への支援)

休業等を実施することにより、労働者の雇用の維持を図った事業主に休業手当等の一部を助成する制度です。

景気の変動、産業構造の変化などに伴う経済上の理由により事業活動が縮小した場合は、雇用調整助成金が利用できる可能性があります。

助成金を受給するには、事前に休業等実施計画届けを提出する等の支給要件を満たす必要があります。

お近くの**公共職業安定所(ハローワーク)**にご相談ください。

ハローワーク沼津 055-931-0145(代表)

● 雇用保険の失業等給付制度による支援(お勤めの方への支援)

労働者の方が失業して、給料を得ることができなくなった場合等に、生活及び雇用の安定並びに就職の促進のために、求職者給付、就職促進給付、教育訓練給付、雇用継続給付を一定の要件を満たした方に支給する制度です。お近くの**公共職業安定所(ハローワーク)**が窓口です。

なお、東日本大震災では、①事業所が災害を受けたことで休止・廃止したため、休業を余儀なくされ、賃金を受けることができない状態にある方は、実際に離職していなくても、失業手当を受給することができたり、②同様に、事業所が災害を受けたことで休止・廃止したため、一時的に離職を余儀なくされた方については、事業再開後に再雇用されることが予定されているも、失業等給付を受給することができるなどの特例措置が取られています。

5 ご家族が行方不明の場合

● 死亡認定制度

津波等の災害が去った際、状況から、亡くなっている可能性が極めて高い場合に、官公署の認定により、死亡を推定する制度です。警察等が死亡の報告をすることで、戸籍上、死亡したものとすることができます。

● 失踪宣告制度

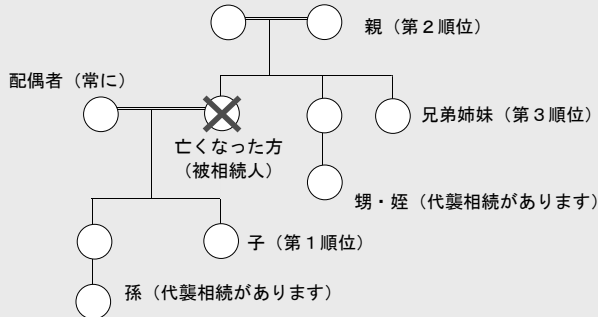
津波等の危難が去った後、1年間生死不明である場合に、裁判所の決定により、死亡したものとみなす制度です。これにより、死亡に基づく支給が発生し、相続が開始します。仮に、実際には生きていたという場合には、失踪宣告を取り消す手続をとる必要があります。



※ 本書面の情報は令和6年4月1日時点のもので、その後の法改正等により制度等が変わっている可能性があります。

ご家族が亡くなると、自動的に相続が開始します。相続問題について、よくあるご相談をまとめました。

Q1 誰が相続するの？



亡くなった方を「被相続人」、相続する方を「相続人」と言います。配偶者（夫・妻）がいれば、配偶者は必ず相続人になります。子がいれば子が、子がいないければ親が、親もいなければ兄弟姉妹が、配偶者とともに相続人になります。子同士、親同士、兄弟姉妹同士は同順位となります。相続発生前に、子が亡くなっても、子に子（孫）がいれば、孫が子に代わって相続します（代襲相続）。子が亡くなっている、孫やひ孫・・・（どこまでも繰り返ります）がない場合に、親が相続人になります。兄弟姉妹の中で、被相続人より先に亡くなっている方がいて、その方に子がいれば、その子も代襲相続をしますが、兄弟姉妹の場合は、代襲するのは子（甥・姪）までです。

Q2 どんな割合で相続するの？

配偶者はいるが、子どもも親も兄弟姉妹もない → 配偶者が全部
 配偶者と子 → 配偶者が1/2・子どもが1/2
 (子が2人なら、1/4ずつ)
 配偶者と親 → 配偶者が2/3、親が1/3
 (両親ともいれば、1/6ずつ)
 配偶者と兄弟姉妹 → 配偶者が3/4、兄弟姉妹が1/4
 (兄弟が3人いれば、1/12ずつ)

Q3 借金が残っているけど、それも相続するの？

相続では、現金、預貯金や土地などの財産・権利も、借金などの負債・義務も、どちらも相続することになります。

Q4 必ず、相続はしなければいけないの？

相続人は、相続について、次の三つから選ぶことができます。
 1 単純承認 相続人が、被相続人の権利や義務をすべて受け継ぐ
 2 相続放棄 相続人が、被相続人の権利も義務も一切受け継がない
 3 限定承認 相続人が、相続によって得た財産・権利の限度で被相続人の負債・義務を受け継ぐ

Q5 いつまでに、三つから選べばいいの？

相続人は、自分のために相続の開始があったことを知ったとき（Q8参照）から、**3ヶ月の熟慮期間内**に、単純承認、限定承認又は相続放棄をしなければなりません。

Q6 3ヶ月以内に何もしないとうなるの？

3ヶ月以内に、相続放棄も、限定承認もしない場合、原則として単純承認したものとされますが、3ヶ月を過ぎてもあきらめずに**弁護士会**にご相談ください。

Q7 気をつけることがありますか？

財産の一部を使ったり、相続の対象となる負債を支払うと、単純承認をしたことになる可能性があります。放棄や承認を決める前に、相続財産を使用したり、債務を支払ったりしないように気をつけてください。例外がありますので、**弁護士会**にご相談ください。

Q8 「自分のために相続の開始があったことを知ったとき」とはいつのこと？

原則として、被相続人が死亡したことを知り、自分が相続人であることを知ったときです。しかし、財産や負債は何もないと思っていたのに、後に負債があることを知ったときは、そのときに相続の開始があったことを知ったときとされる可能性があります。**弁護士会**等にご相談ください。

Q9 3ヶ月以内に決められないときはどうしたらいいの？

大規模災害では、ご家族が亡くなったことは分かっても、財産のすべてを把握することができなかつたり、ある程度把握はできていても、相続するのか、放棄するのかを決められないということが十分に考えられます。その場合、**3ヶ月の熟慮期間を伸ばす**ことができます。

Q10 3ヶ月の熟慮期間を伸ばすにはどうしたらいいの？

相続が開始したことを知ったときから3ヶ月以内に、家庭裁判所に対して、熟慮期間の伸長の申立をしなければなりません。

Q11 期間伸長の申立には、いくらかかるの？

どんな書類が必要なの？
 800円分の収入印紙、84円切手3枚と10円切手3枚がかかります。ただし、支部によって異なる場合があります。被相続人の住民票除票又は戸籍附票、除籍謄本、改正原戸籍謄本、申立をする相続人の戸籍謄本が必要です。申し立てる方によって、ほかに書類が必要になる場合があります。書類が集まらない場合、とりあえず申立をして、後で書類を出すということもできます。**裁判所**にご相談ください。

Q12 熟慮期間の延長、相続放棄、限定承認は、どこに申立をすればいいの？

被相続人の最後の住所地を管轄する家庭裁判所です（郵送も可）。

<最後の住所地が沼津・三島・御殿場・裾野の各市・駿東郡・伊豆市・伊豆の国市・函南町の方>
静岡家庭裁判所沼津支部 055-931-6044

<それ以外>

- 富士市・富士宮市の方 → **静岡家庭裁判所富士支部 0545-52-0386**
- 静岡市の方 → **静岡家庭裁判所 054-273-8768**
- 下田市・賀茂郡の方 → **静岡家庭裁判所下田支部 0558-22-0161**
- 浜松・磐田・袋井・湖西の各市の方 → **静岡家庭裁判所浜松支部 053-453-7158**
- 掛川・御前崎（御前崎、白羽及び港を除く）・菊川の各市・周智郡（森町）の方 → **静岡家庭裁判所掛川支部 0537-22-3036**
- 熱海市・伊東市の方 → **静岡家庭裁判所熱海出張所 0557-81-2989**
- 島田・焼津・藤枝・牧之原・御前崎（御前崎、白羽、港）の各市・ → **静岡家庭裁判所島田出張所 0547-37-1630**
- 榛原郡（吉田町・川根本町）の方

Q13 どのくらい熟慮期間を伸ばせるの？

どのくらいの期間伸ばすかは、裁判所が裁量で決めます。場合によっては、半年、1年、それ以上の期間伸長が認められる場合もあります。

Q14 期間伸長後、注意することは何ですか？

期間の伸長が認められた場合には、その期間内に、放棄、単純承認、限定承認を決めなければなりません。その期間内に決められないときは、再度、期間を伸長する申立をしてください。忘れると、相続放棄が認められなくなってしまいます。